

(新)

赤字：主な変更箇所

過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会
設立趣旨

1. 趣旨

トラックドライバー不足が深刻化する中、物流機能の維持は、ユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題であり、特に過疎地域等においては、輸配送の効率化のためにドローンを活用した荷物配送が期待されている。

このような中、今後ドローン物流の社会実装をより一層推進していくためには、ドローン物流に関する課題を抽出・分析し、その解決策や持続可能な事業形態を整理することが必要である。

このため、国土交通省は、2020年度に実施した実証実験の結果等を踏まえ、ドローン物流事業の導入時等における課題を整理し、その解決策等を具体化することにより、こうしたドローン物流の社会実装をより一層推進する。

2. 検討内容

現時点において飛行が認められているレベル3飛行を対象に、過疎地域等におけるドローン物流の本格的な実用化・商用化に向けて、利用促進に関する具体的な対応方針を検討する。

- ドローンを活用した荷物配送に関するガイドライン（仮称）の作成・公表

3. 構成員及び事務局

座長は根本敏則一橋大学名誉教授とする。

検討会の構成員は別紙のとおりとする。なお、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができるものとともに検討会の構成員を追加できるものとする。

また、検討会に係る事務は国土交通省総合政策局物流政策課物流効率化推進室及び内閣官房小型無人機等対策推進室が行う。

4. 議事の公開

検討会は原則非公開とするが、各回の議事概要及び配布資料は速やかに公開する。ただし、座長が必要であると認めるときは、議事概要又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

(旧)

過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会
設立趣旨

1. 趣旨

少子高齢化の進展等我が国の社会構造が変化していく中、特に過疎地域では、積載率の低い非効率な輸配送や食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれているいわゆる「買い物弱者」等の課題があり、新たな輸配送手段としてドローンが期待されている。

そのような中、2018年9月の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（以下、「審査要領」という。）一部改正により目視外補助者無し飛行に関する要件が明確化され、過疎地域におけるドローン物流の環境整備が一定程度実現した。

これを受け、同年11月に福島県南相馬市において審査要領に基づき我が国で初めて目視外補助者無し飛行による輸配送が実施されるなど、ドローン物流の展開が進展しているところである。

国土交通省は2018年度に実施した検証実験の結果等を踏まえ、ビジネスモデルの構築と支援方策を具体化することにより、こうしたドローン物流の展開をより一層推進する。

2. 検討内容

2019年度に数件程度の商業サービスの実現に目処を付けるため、以下について検討する。

- 検証実験その他の飛行実績を踏まえた、過疎地域におけるドローン物流ビジネスモデルの構築（基本的な考え方の整理）
- ①に関し、特に初期段階での事業展開を後押しするための適切な支援方策の具体化（公的な支援措置を含む）

3. 構成員及び事務局

座長は根本敏則一橋大学名誉教授とする。

検討会の構成員は別紙のとおりとする。なお、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができるものとともに検討会の構成員を追加できるものとする。

また、検討会に係る事務は国土交通省総合政策局物流政策課企画室が行う。

4. 議事の公開

検討会は原則非公開とするが、各回の議事概要及び配布資料は速やかに公開する。ただし、座長が必要であると認めるときは、議事概要又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができます。